男女共同参画計画 ワークショップ参加者募集

市は、男女共同参画社会の理解を深めながら、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべきことを探り、男女共同参画計画づくりの基礎資料とするためのワークショップを開きます。

市民団体の人や市職員と一緒に、気軽に意見を出し合ってみませんか。

【日時・場所・内容】

下表のとおり

【募集人数】

先着10人

【参加費】

無料

【保育】

生後6カ月から就学前の子ども。無料

【申込方法】

ハガキ・電子メールに、住所・氏名・性別・年齢・電話番号・保育希望の有無を書いて申し込んでください

【しめきり】

8月24日(火)

【申込・問合せ先】

市民参画課（〒610-0393京田辺市田辺80、☎64・1314、メールアドレス sankaku@kyotanabe.jp）

	日　時	場所	内　容
1	9月4日(土) 午前10時～正午	社会福祉センター	男女共同参画が実現したまちはどんなまち？
2	9月18日(土) 午前10時～正午	社会福祉センター	男女共同参画の課題を解決する方法を考えよう！

子宮・乳がん検診　無料クーポン・検診手帳を配布 対象は特定年齢の女性

市は、がんについての正しい知識を身に付け、検診の受診促進を図るため、女性特有のがん検診推進事業を行っています。

同事業では、特定の年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券・検診手帳を配布しています。この機会にがん検診を受診してください。

【子宮がん検診】

対象＝平成22年4月20日現在、市に住民票のある次の女性

▼20歳（平成元年4月2日～同2年4月1日生）▼25歳（昭和59年4月2日～同60年4月1日生）▼30歳（昭和54年4月2日～同55年4月1日生）▼35歳（昭和49年4月2日～同50年4月1日生）▼40歳（昭和44年4月2日～同45年4月1日生）

内容＝問診・内診・細胞診

子宮体がん検診は問診などで必要と診断された人のみ行います。

【乳がん検診】

対象＝平成22年4月20日現在、市に住民票がある次の女性

▼40歳（昭和44年4月2日～同45年4月1日生）▼45歳（昭和39年4月2日～同40年4月1日生）▼50歳（昭和34年4月2日～同35年4月1日生）▼55歳（昭和29年4月2日～同30年4月1日生）▼60歳（昭和24年4月2日～同25年4月1日生）

内容＝問診・視触診・マンモグラフィー

【受診期間】

平成23年2月末日まで

【受診方法】

検診手帳・無料クーポン券・案内文で、受診方法や持ち物を確認してください

また、予約が必要な医療機関は、希望どおり予約が取れない場合がありますので、早めに予約してください。

他市区町村の無料クーポン券を持ち、がん検診期間中に市に転入した人や、市の無料クーポン券を紛失した人は連絡してください。クーポン券を忘れた場合は受診できません。

【問合せ先】

健康衛生課（☎64-1335）

夏の火災防止運動 8月1日から7日まで

消防本部は、8月1日(日)から7日(土)まで夏の火災防止運動を行います。

暑さで注意力が散漫になり警戒心も薄れるこの時期に、不注意な火気の取り扱いなどからの火災発生を防止するため、広報活動や事業所などの立入検査・消防訓練などを行います。

この運動で、市民のみなさんも防火意識をより一層高め、家庭や職場から火災を追放しましょう。

問合せ先＝消防本部予防課（☎63-7826）

防火の手ひろげて守ろう！安心のまち

▼花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守りましょう
▼花火を人や家に向けないようにしましょう
▼燃えやすいもののある場所では、花火遊びはやめましょう
▼風の強いときは、花火遊びはやめましょう
▼水を用意しましょう
▼大人と一緒に遊びましょう
▼たくさんの花火に、一度に火を付けないようにしましょう
▼花火をほぐして遊ぶことは危険です。絶対してはいけません

母子家庭の母親・寡婦に無料ドック しめきりは9月7日

母子家庭の母親や寡婦の健康管理のため、無料半日ドックを行います。

【対象】

府内（京都市を除く）に在住する65歳未満（平成22年4月1日現在）の母子家庭の母親や寡婦

ただし、寡婦は国民健康保険の被保険者であること。

【医療機関】

京都第一赤十字病院健診センター（京都市）

【受診期間】

11月～平成23年3月

【検査項目】

尿検査・便検査・血液検査・胸部レントゲン・胃腸透視・心電図検査・内科・子宮がん検査

【申込方法】

山城北保健所綴喜分室・こども福祉課にある申込用紙を書き、80円切手を貼った返信用封筒を添えて申し込んでください

多数の場合は、受診の可否を返信用封筒でお知らせします。

【しめきり】

9月7日(火)

【申込・問合せ先】

▼こども福祉課（☎64・1376）▼山城北保健所綴喜分室（☎63・5745）

福祉用具の貸与費用 自己負担額を助成

市は、介護保険による福祉用具（車いす・歩行器・歩行補助つえ）の貸与を受けた人が、身体障害者手帳を持ち、一定程度以上の障がいを有する場合、自己負担額を助成しています。

申請対象＝平成22年1～6月の福祉用具貸与の自己負担

対象者・福祉用具＝下表のとおり

申請に必要なもの＝介護保険自己負担額の領収書・介護保険被保険者証の写し・印鑑・銀行などの口座番号が分かるもの

申請期間＝8月2日(月)～31日(火)

問合せ先＝障害福祉課（☎64-1372）

福祉用具名	上下肢機能障害	下肢・体幹機能障害
車いす 車いす付属品	1級または2級	1～3級
歩行器		1～5級
歩行補助つえ		1～6級

※表中は、身体障害者手帳の障害等級です。
いずれかに該当する場合は助成の対象となります。

国保の限度額適用認定証 入院前に申請が必要です

国民健康保険の「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、入院する場合、医療機関で支払う医療費などの負担額を一定の限度額までに軽減するための証です。この認定証の交付を受けるには、必ず入院前に申請をしてください。

対象者＝次の①と②両方に該当する人

①京田辺市国民健康保険に加入している人②70歳未満の人または、住民税非課税世帯の70歳以上の人

なお、国民健康保険税の滞納がある場合は、交付できないことがあります。

自己負担限度額＝所得などの条件によって異なります。住民税非課税世帯の人は食事代も減額されます

なお、同認定証がない場合も後日申請すると、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

申請に必要なもの＝印鑑・保険証

認定証の期限＝毎年7月末までの1年間

現在古い認定証を持っている人で、8月以降も引き続き必要な人は、新しい認定証の申請をしてください。

申請・問合せ先＝国保医療課（☎64-1332）

地域密着型サービス 草内地域で運営事業者を募集

市は、平成23年度に地域密着型サービスの運営を行う事業者を募集します。

今回は、草内地域で、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）と小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の併設型施設の運営を行う事業者を募集します。事業所の規模は1ユニット。応募者の中から選定し、指定を行います。

募集要項・書類の配布期間＝8月10日(火)～31日(火)

募集要項は、市ホームページ・高齢介護課で配布します。

しめきり＝9月24日(金)

応募・問合せ先＝高齢介護課（☎64-1373）

物価上昇分を上乗せ 対象は時効特例給付の支給者

日本年金機構は、年金時効特例法で年金記録の回復による年金（時効特例給付）が支払われた人に、当時の年金が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金として支払います。

【対象者と手続きの有無】

平成21年4月30日以前に時効特例給付が支払われた人 ▶ 手続き必要

平成21年5月1日以降に時効特例給付が支払われた人・これから支払われる人 ▶ 手続き不要

※一定の条件を満たす遺族も遅延加算金の支払いの対象になります。

【遅延加算金の額】

時効特例給付の物価上昇相当分

具体的な額は、年金の受給を開始した年により異なります。

【請求が必要な人の手続き方法】

請求手続きが必要な人は、順次発送しているダイレクトメールを確認してください

なお、今すぐ手続きする場合は、京都南年金事務所に相談し、必要な書類（日本年金機構ホームページからダウンロードできます）を提出・郵送してください。手続きから支払いまでには、3カ月程度かかります。支払い前に、審査結果・振り込みなどをお知らせします。

【手続きに必要なもの】

▼**本人が手続きする場合**＝年金証書・振込通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの▼**遺族が手続きする場合**＝請求する遺族によって添付書類が異なりますので、お問い合わせください▼**代理人が手続きする場合**＝委任状・代理人本人の身分証明書（運転免許証など）

【手続き・問合せ先】

▼京都南年金事務所（☎075-644-1165、ホームページ http://www.nenkin.go.jp/）▼ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）

【遅延加算金詐欺にご注意】

年金事務所の職員を装い、お金を振り込ませる詐欺事件にご注意ください。遅延加算金をATMで支払うことはありませんので、携帯電話を持ってATMへと言われたら遅延金加算金詐欺です。疑わしい電話がかかってきたときは、警察に相談してください

ねんきん定期便の年金記録相談会

日本年金機構は、京都府社会保険労務士会の協力でねんきん定期便の年金記録相談会を開きます。

ねんきん定期便の内容で不明な点はご相談ください。

日時＝8月11日(水)・18日(水)・25日(水)午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

場所＝社会福祉センター

必要なもの＝▼ねんきん定期便▼転職・転居した人は、勤務先名・所在地・勤務期間・転居前住所などを歴順に整理したメモなど▼代理人が相談する場合は、本人の年金手帳・委任状・代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

問合せ先＝京都南年金事務所（☎075・644・1165）

猶予期間が終了間近 住宅用火災警報器

平成23年6月1日から、すべての住宅（自動火災報知設備を設置している住宅を除く）に、住宅用火災警報器（＝写真）の設置が義務付けられます。大切な命を守るため、寝室・階段・台所などに設置してください。

月1回・3日以上留守にしたときは、取扱説明書の要領で、設置した住宅用火災警報器が正常に作動するか点検しましょう。

なお、消防署が訪問販売業者を派遣することは絶対にありませんので、注意してください。

問合せ先＝消防本部（☎63-7826）

不審な表示を目にしたら 食品表示110番

日ごろの買い物で不審な表示を目にしたときや、食品表示で疑問がある場合は「食品表示110番」に電話してください。

食品を購入するときに目にする食品表示。この表示に間違いがあれば問題です。そのため、近畿農政局は、みなさんからの情報を受け付け、適正な食品表示に向けた取り組みを行っています。

食品表示110番＝☎075・414・9026（近畿農政局表示・規格課）

受付時間＝午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時と土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

問合せ先＝消費生活相談室（産業振興課内、☎63・1240）